

働き方改革関連法が成立し、実務面で重要となる政省令も9月8日に公布されました。これに伴い、厚生労働省からは「働き方改革関連法の施行に向けた取組・支援について」という指示が発表され、労働局等の今後の動きがスケジュール化されています。中小企業においては、まだまだ改正法の内容が周知されていないこともあり、平成30年度に周知徹底を図るよう、商工会や社会保険労務士を巻き込んだ支援強化を打ち出しています。来年4月から施行されるものと、中小企業への施行が猶予されているものとを区別して、優先順位をつけながら対策を講じていく必要があります。

●36協定届の新様式が公表（平成31年4月1日～）

大きな変更点としては、**特別条項を設ける場合には「一般条項用」と「特別条項用」2枚の36協定届の提出が必要**となる点です（特別条項を定めない場合は「一般条項用」の様式1枚を提出するだけです）。

◇現行様式との変更点は以下です

- ・労働保険番号、法人番号の記載欄が追加
- ・時間外労働及び休日労働を合算した時間数が、1ヶ月100時間未満、かつ2～6ヶ月平均80時間を超過しない旨のチェックボックスが追加
- ・特別条項用では、次の事項を明記する形式となった
 - 「限度時間を超えて労働させることができる回数」
 - 「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」
 - 「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」
 - 「限度時間を超えて労働させる場合における手続き」
 - 「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」



◇上記のほか、特に注意が必要な点は以下です

- ・特別条項を適用される事由については、「一次的又は突発的に時間外労働を行わせる必要のあるものに限る」「通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合を、できる限り具体的に定めなければならない」
 - <認められない例> ・業務の都合上必要なとき
 - ・業務上やむを得ないとき
- ・特別条項で定める1ヶ月及び1年の時間数について、休日労働を含めるかが異なる
 - 1ヶ月：時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。
 - 1年：時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。

●特定求職者雇用開発助成金の支給要件変更（平成30年10月1日～）

高齢者、障害者、一人親などの就職困難者を、ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇入れる事業主に助成される助成金であり、広く利用されています。10月1日より、支給要件の一部に大きな変更があります。申請の際は、十分にご注意ください。

1. 助成対象期間中に**対象労働者を解雇**等した場合

現行：当該労働者に対する助成金を返還

新要件：以後3年間、当該事業所に対して本助成金を支給しない

※解雇等とは、退職勧奨による任意退職も含み「喪失原因：3」となる離職のこと

2. 支給対象期間の途中で**対象労働者が離職**した場合

現行：離職した月までを個別に算定して支給

新要件：原則、支給しない

新たに「支給対象期間中に離職していないこと」が要件として追加

→「継続して雇用することが確実である」ことが支給要件の一つであるため、事業主には労働者の職場定着に対する措置を図る必要がある。



＜その他の留意点＞

- ・上記の変更により、現行の「離職割合要件（雇入れ1年後及び助成対象期間終了1年後の離職割合が50%超）」は**廃止**となります
- ・週当たりの賃金額が「最低賃金×30時間」を下回る場合は「短時間労働者」とみなされます。
- ・支給対象期における賃金額が支給額を下回る場合は、助成金は支給されません。

●健康保険の被扶養者認定手続き時にマイナンバーの記載が必要（平成30年10月1日）

日本国内に住む家族を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、**申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定**を行う取扱いとなりました。健康保険組合は、それぞれの規約に従って独自の様式等により認定を行っていたところ、協会けんぽにおいても、より厳格に被扶養者の認定を行うこととなりました。

＜添付書類一覧＞

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方 双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、 事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、 事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合 … 預金通帳等の写し ・送金の場合 … 現金書留の控え（写し）		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生の場合

そのため、今後も添付書類の省略をする場合は、**従業員本人だけでなく扶養に入れる家族分のマイナンバーも届出書に記載**しなければなりません。マイナンバーの記載をもって、日本年金機構が同居の確認をすることになりますが、あくまで住民票が同じ場合の措置であり、同居していても住民票が異なる場合等は、別途、証明書類の提出を求められる場合があります。

社会保険労務士法人トップアンドコア

- 【本社】 東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46F TEL：03-3349-8370
【名古屋支店】 愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JP タワ-名古屋 7F TEL：052-589-8753
【福岡支店】 福岡県福岡市博多区住吉 1-2-25 キャナルシティ・ビジネスセンタービル 6F TEL：092-273-0503
E-mail：info@topandcore.or.jp http://www.topandcore.com/

